

調布市被災建築物応急危険度判定 業務マニュアル

震前対策編 (震前マニュアル)

令和2年3月

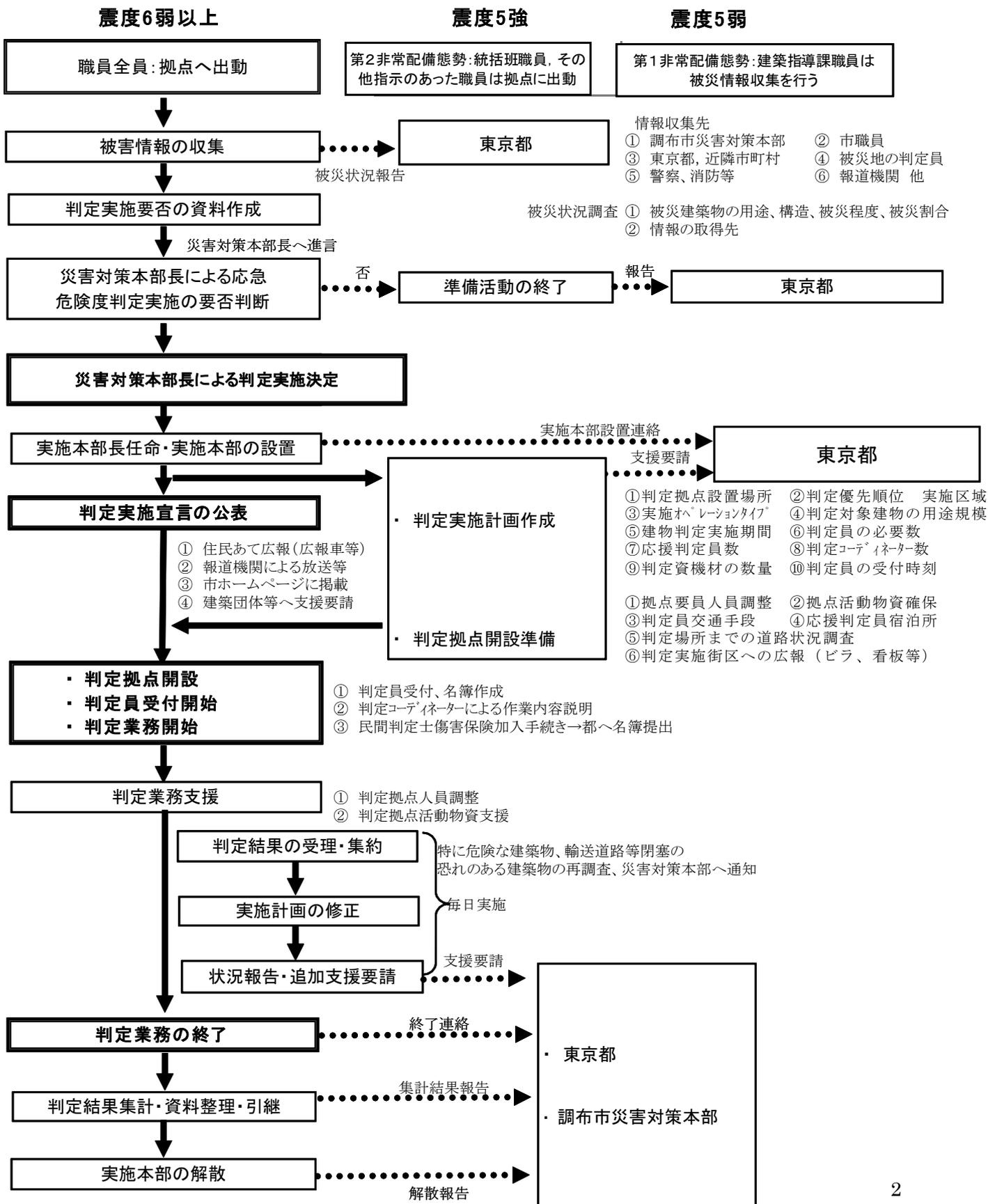
調布市 災害対策本部災害対策都市整備部 建物・宅地調査班

実施本部作業フローチャート

震前マニュアル

- 震前の準備
- ① 実施本部人員体制の整備
 - ② マニュアル類整備
 - ③ 活動用各種用紙、街区図等の整備
 - ④ 判定資機材の備蓄
 - ⑤ 建築士団体等との連携
 - ⑥ 判定員名簿の整備
 - ⑦ 応急危険度判定訓練の実施
 - ⑧ 判定員への連絡方法の確立

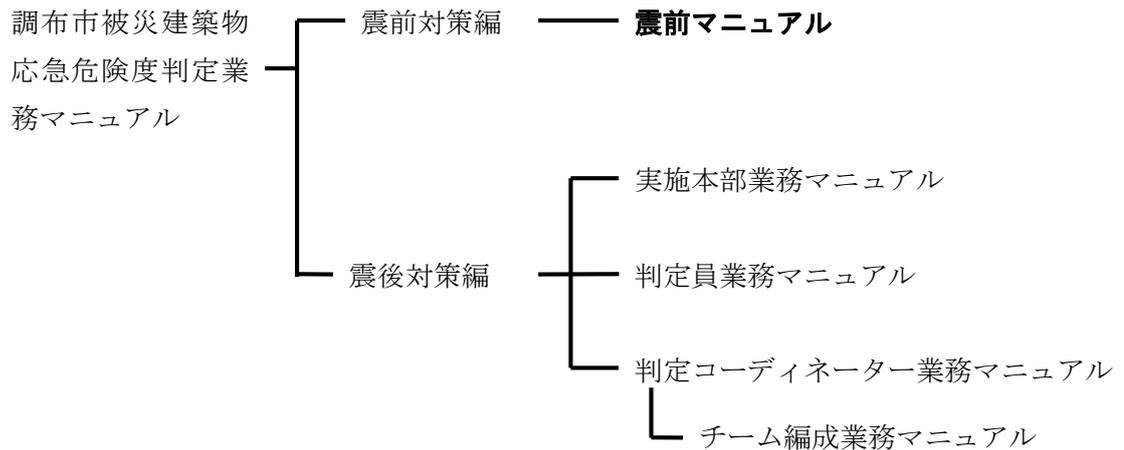
地震発生！



第1 目的

本マニュアルは、調布市地域防災計画及び都市整備部災害時行動マニュアル《震災編》に基づき、地震が予知発生した後において、建物・宅地調査班が行う「被災建築物応急危険度判定業務」を円滑に実施するため、あらかじめ震前に準備すべき事項について示したものである。

[調布市被災建築物応急危険度判定業務マニュアルの構成]



震災発生時には本マニュアルに加え、次のマニュアルを参照すること。

- ・ 調布市被災建築物応急危険度判定業務マニュアル・実施本部業務マニュアル
- ・ 調布市被災建築物応急危険度判定業務マニュアル・判定員業務マニュアル
- ・ 調布市被災建築物応急危険度判定業務マニュアル・判定コーディネーター業務マニュアル
- ・ 調布市被災建築物応急危険度判定業務マニュアル・チーム編成業務マニュアル
- ・ 都市整備部災害時行動マニュアル《震災編》
- ・ 被災建築物応急危険度判定必携（全国被災建築物応急危険度判定協議会）

【参考】調布市地域防災計画[本編]（平成 30 年修正）P367 （抜粋）

1 被災住宅の応急危険度判定

(1) 対策内容

建築物の被害については、被災建築物応急危険度判定員により、二次災害防止のための被害状況の把握、被災建築物の余震等に対する危険度の判定(被災建築物応急危険度判定)を行い、必要な措置を講じる。

(2) 詳細な取組内容

市は、管内で予め定められた震度以上の地震が発生した場合に、震災後の余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、二次災害の発生の危険の程度の判定・表示等を行う。

ア 被災建築物応急危険度判定実施本部を設置（都市整備部）

災害対策本部長が被災建築物応急危険度判定業務の実施を決定したときは、被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、必要な措置を講ずる。都が設置する被災建築物応急危険度判定支援本部の支援を受け、判定を実施する。

イ 判定の実施（都市整備部）

判定は、調布市被災建築物応急危険度判定マニュアルに基づき、地震発生後 10 日以内に終了することを目標に、実施する。

第 2 用語の定義

このマニュアルの用語について次のとおり省略し表記する。

- ・ 被災建築物の応急危険度判定・・・・・・・・・・・・・・・・判定
- ・ 被災建築物応急危険度判定実施本部（長）・・・・・・・・実施本部(長)
- ・ 被災建築物応急危険度判定員・・・・・・・・・・・・・・・・判定員
- ・ 調布市内在住在勤の東京都登録被災建築物応急危険度判定員・・・地元判定員
- ・ 調布市外からの派遣される被災建築物応急危険度判定員・・・・・・応援判定員
- ・ 調布市職員の被災建築物応急危険度判定員・・・・・・・・職員判定員

第3 災害時の組織・業務等

災害時に円滑な判定活動が行えるよう、地域防災計画および都市整備部災害時行動マニュアル《震災編》による組織・業務などを示す。

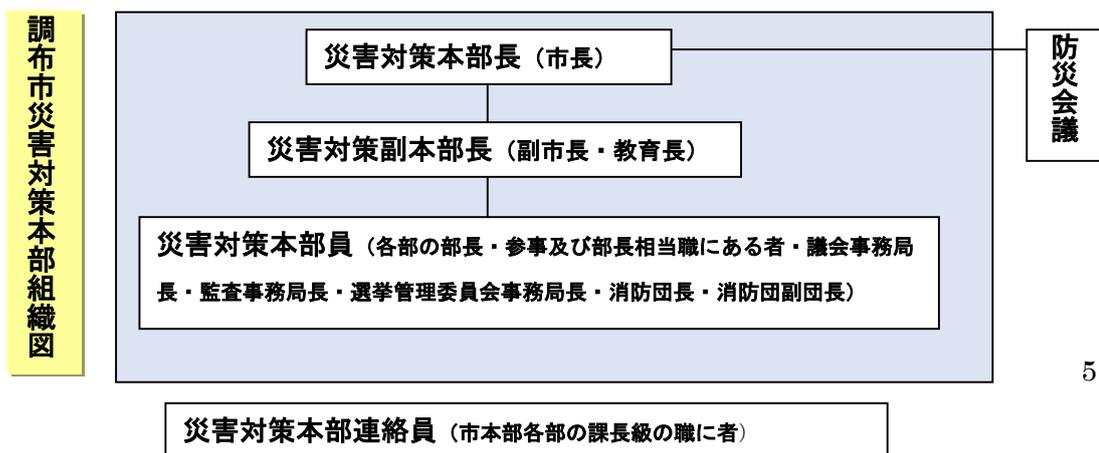
1 災害対策都市整備部組織体制及び業務概要

災害対策都市整備部内（責任者：都市整備部長）に次表の組織を設置し業務を分掌する。

班	担当課	事務分掌
指令・統括班	部・次長 都市計画課	部に係る体制・情報収集・報告・指示・命令等に関すること。
道路啓開班	道路管理課 交通対策課 街づくり事業課	1 緊急道路障害物除去路線の確保に関すること。
		2 建設協力機関への協力要請に関すること。
		3 急傾斜地崩壊危険箇所等の被害調査に関すること。
		4 交通機関等の情報収集に関すること。
建物・宅地調査班	建築指導課 都市計画課	1 被災建築物応急危険度判定の実施本部運営に関すること。
		2 被災建築物の応急危険度判定に関すること。
		3 被災宅地危険度判定の実施本部運営に関すること。
		4 被災宅地の危険度判定に関すること。
		5 り災証明発行に関する被災家屋の被害状況調査に関すること。
給水班	用地課 街づくり事業課	給水拠点での応急給水に関すること。
都市復興班	都市計画課 街づくり事業課	都市復興に関すること。
住宅復興班	住宅課	1 住宅復興に関すること。
		2 応急仮設住宅の建設及び管理に関すること。
		3 市営住宅の管理に関すること。
応援班	災害規模により	他部への応援に関すること。

2 調布市災害対策本部の組織

市災害対策本部の組織は、災害対策基本法，調布市災害対策本部条例，同条例施行規則及び調布市災害対策本部運営要綱に定めるところにより，下図のとおりとする。



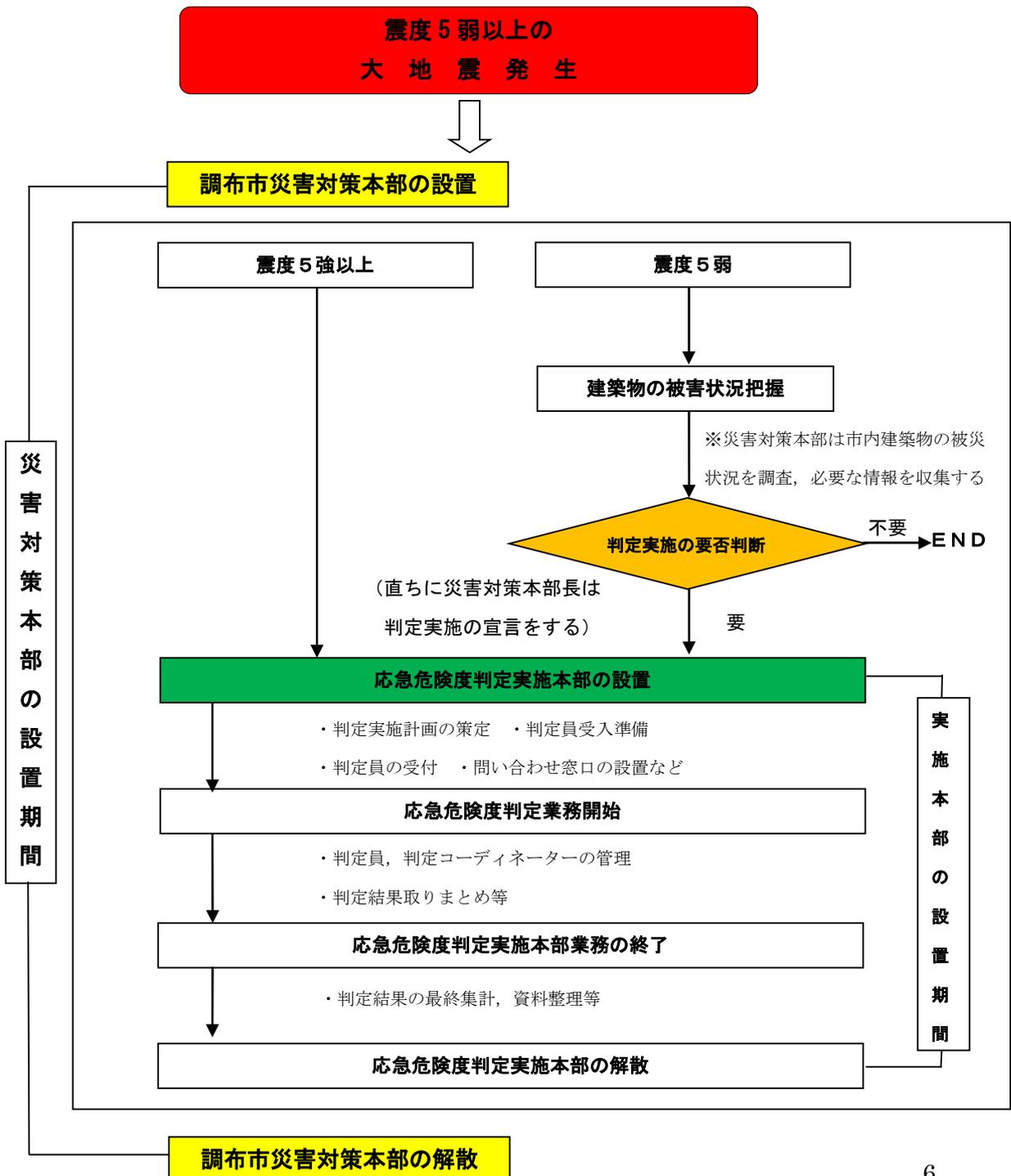
第4 実施体制の確立

1 実施本部設置の想定震度

調布市は、実施本部設置のための想定震度を震度5強と設定する。

震度5強以上の地震が発生した場合、直ちに実施本部を設置し、判定を実施する。ただし、被害の状況によっては、判定を実施しないこともできる。震度5弱の場合は、被害の状況に応じて、災害対策本部長（市長）は判定実施の可否を判断する。

【判定活動実施フロー】



2 震前実施計画の作成

災害時に円滑な判定活動が行なえるよう、震前実施計画を次のとおりとする。

(1) 実施本部体制

実施本部は、以下に掲げる者によって構成されるため、あらかじめ実施本部体制名簿を作成する。なお、実施本部員の緊急連絡先を把握しておくものとし、実施本部員に異動があった場合は直ちに名簿を更新する。

- ・ 実施本部長
- ・ 判定計画班員 2～6人
- ・ 判定支援班員 3～10人
- ・ 後方支援班員 2～6人

実施本部体制名簿を作成し、必要数を把握しておく。ただし、必要人数を確保できる見込みがない場合は、東京都と事前に協議する。

(2) 実施本部の組織編成等

建物・宅地調査班に属し、応急危険度判定業務を担当する次のものとする。(以下、担当職員) 応急危険度判定業務を担当するものを、判定計画班、判定支援班、後方支援班に割振る。

(a) 被災建築物応急危険度判定実施本部長

都市整備部建築指導課長とする。

実施本部長が職務に就けない場合の職務代行者及び順位を下表のとおりとする。

職務代行の対象者	第1順位	第2順位
建築指導課長	建築確認担当課長	建築指導課構造設備監察係長

(b) 被災建築物応急危険度判定実施本部員

建物・宅地調査班 建築指導課 担当職員

【建物・宅地調査班 建築指導課職員】

計16名 (R2.3現在)

建築指導課長 1 建築確認担当課長 1

建築指導課全係 14

(c) 担当職員の必要人数・割振りについて

建物・宅地調査班 担当職員の必要人数，割振りは次のとおりとする。

ただし被災状況・職員の人数などによって，変更する場合がある。

実施本部

＜実施本部長＞ 1

〈判定計画班〉	〈判定支援班〉	〈後方支援班〉
班員 2～6 人程度	班員 3～10 人程度	班員 2～6 人程度
<ul style="list-style-type: none"> ・ 判定実施計画の作成，見直し ・ 判定実施計画の決定 ・ 住民対応，報道機関対応 ・ 支援本部，災害協定等関係自治体等との連絡調整 ・ 判定拠点ごとの判定士・判定コーディネーターの人数確定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の被災状況，交通規制等に関する情報収集 ・ 判定区域全体図・街区マップの作成 ・ 地元判定士等への参集要請 ・ 判定士，判定コーディネーター等の名簿管理 ・ 判定コーディネーターとの連絡・調整 ・ 判定結果のとりまとめ ・ 判定実施記録の作成 ・ 判定士の班編成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 判定時配布チラシ等，判定関係資料作成 ・ 判定拠点，判定資機材，食事，宿泊の手配 ・ 自転車，バス等判定士移動手段の確保 ・ 民間判定士等補償制度事務

(d) 担当職員の行動基準震度

担当職員は調布市内で地震動があった場合、下記の震度区分に応じ行動する。

【開庁時】

震度	非常配備態勢種類	行動
4	情報連絡態勢	-
5弱	第1非常配備態勢	建築指導課職員が被害状況の情報収集を行う。 他の担当職員は職場に待機し、動員連絡に備える。
5強	第2非常配備態勢	判定計画班及び判定計画班の指示があった担当職員は拠点に出動する。 他の担当職員は職場に待機し、動員連絡に備える。
6弱以上	第3非常配備態勢	担当職員全員が拠点に出動する。

※その他、管理職は地域防災計画に基づき第1非常配備態勢（レベル1）以上の災害が発生した場合に参集する。

【閉庁時】

原則として開庁時と同様であるが、被害状況に応じて実施本部長の指示に従う。

- ※ 市内で上表以上の地震が発生した場合、担当職員個々の居住地の震度に関わらず行動を開始。
- ※ 地震が上表の基準以下でも、居所周辺に被害や異常等が認められた場合は関係先に連絡する。
- ※ 危機発生時の対応について、応急危険度判定業務以外の内容は、都市整備部災害時行動マニュアル《震災編》P6~参照する。

(3) オペレーションタイプ

本マニュアルでは、実施本部業務マニュアル第5第1項に規定するオペレーションタイプAを原則とする。

- ・ タイプA：判定実施区域として定めた区域内の対象の建築物について、「外観」調査を中心として判定を実施
- ・ タイプB：所有者等の「要請」に応じた対象について、建築物の「立入り」調査を含む判定の実施

(4) 判定実施区域及び判定拠点・優先順位

(a) 判定実施区域

首都直下地震等（東京湾北部地震，多摩直下地震，元禄型関東地震，立川断層帯地震）による調布市の被害想定のうち，建物被害が最大となる多摩直下型地震による被害想定を参考とし，下表（③ 地域危険度）に示す建物倒壊危険度ランク2の地域を判定実施区域と想定する。

なお，建物倒壊危険度ランク2の地域の建物棟数は，14,649棟となる。（令和元年12月時点）

① 首都直下地震等による東京の被害想定（調布市）（平成24年4月18日公表）

東京湾北部地震，多摩直下地震，元禄型関東地震，立川断層帯地震による被害想定のうち，調布市において最大の被害が想定される多摩直下型地震について示す。

被害想定の種類	地震の種類	多摩直下地震					
	マグニチュード	M7.3					
	地震発生時刻	冬季 5時		冬季 12時		冬季 18時	
	風速	4m/s	8m/s	4m/s	8m/s	4m/s	8m/s
震度別面積率	5弱以下	0.00%					
	5強	0.00%					
	6弱	86.40%					
	6強	13.60%					
建物棟数	計	38,080					
	木造	29,412					
	非木造	8,668					
原因別建物全壊棟数	計	673					
	ゆれ	656					
	液状化	4					
	急傾斜地崩壊	12					
原因別建物半壊棟数	計	3,545					
	ゆれ	3,270					
	液状化	249					
	急傾斜地崩壊	27					
ゆれ建物全壊棟数	計	657					
	木造	589					
	非木造	68					

【参考】東京湾北部地震，元禄型関東地震，立川断層帯地震による被害想定（抜粋）

<東京湾北部地震>M7.3

震度別面積率：6弱 98.20%/6強 1.80% 建物全壊/半壊棟数：421/2936

<元禄型関東地震>M8.2

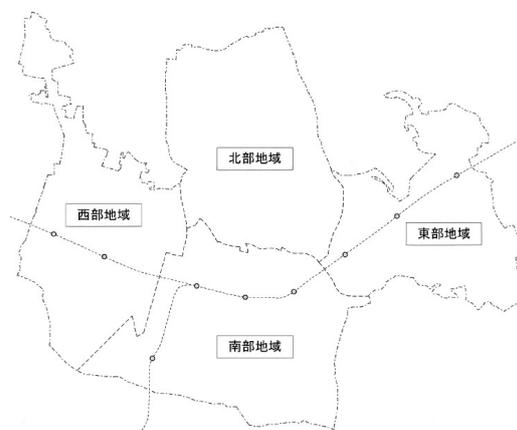
震度別面積率：6弱 96.60%/6強 3.40% 建物全壊/半壊棟数：615/3530

<立川断層帯地震>M7.4

震度別面積率：5強 44.70%/6弱 55.30% 建物全壊/半壊棟数：79/883

② 地域区分

調布市基本計画に基づき，東西南北の4地域に区分する。



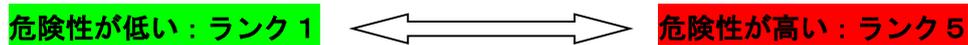
東部地域	西部地域	南部地域	北部地域
菊野台1～3丁目	飛田給1～3丁目	小島町1～3丁目	佐須町1～5丁目
東つつじヶ丘1～3丁目	上石原1～3丁目	布田1～6丁目	柴崎1～2丁目
西つつじヶ丘1～4丁目	富士見町1～4丁目	国領町1～8丁目	調布ヶ丘3～4丁目
入間町1～3丁目	下石原1～3丁目	染地1～3丁目	深大寺元町1～5丁目
仙川町1～3丁目	多摩川1～2丁目	多摩川3～7丁目	深大寺北町1～7丁目
緑ヶ丘1～2丁目	野水1～2丁目	調布ヶ丘1～2丁目	深大寺東町1～8丁目
若葉町1～3丁目	西町	八雲台1～2丁目	深大寺南町1～5丁目

③ 地域危険度（地震に関する地域危険度測定調査（第8回）（平成30年2月公表））

東京都は、東京都震災対策条例に基づき地域危険度を町丁目ごとに測定し、危険性の度合いを5つのランクに分けて相対的に評価している。

被害想定とは異なり特定の地震を想定するのではなく、全ての町丁目直下の地盤で同じ強さの揺れが生じた場合の危険性を測定している点が異なる。

危険度の高い地域は区部に集中しており、多摩地域は全体的に危険度が低い。



● 建物倒壊危険度（建物倒壊の危険性）

地震の揺れによって建物が壊れたり傾いたりする危険性の度合いを測定したもの。

建物倒壊危険度は、町丁目内の建物特性と地盤分類により測定している。

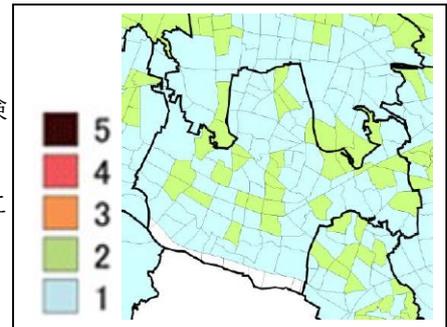


図 調布市建物倒壊危険度マップ

危険度	地域	
ランク 2	東部地域	入間町1丁目、菊野台2丁目、仙川町1丁目、西つつじヶ丘1・2丁目、東つつじヶ丘1丁目、緑ヶ丘1丁目、若葉町1丁目
	西部地域	上石原1・2丁目、下石原2丁目、富士見町2・4丁目
	南部地域	国領町1・5丁目、布田1・2・5丁目、八雲台1丁目
	北部地域	佐須町2・3丁目、調布ヶ丘4丁目、深大寺東町3・5・6・8丁目、深大寺南町1丁目、深大寺元町1丁目
ランク 1	上記以外の地域	

(b) 判定拠点

① 実施本部及び応急危険度判定拠点等について

- ・ 判定実施本部
調布市本庁舎（建築指導課）※但し、災害の状況などにより変更することもある。
- ・ 判定拠点（判定員参集場所）
文化会館たづくり ※但し、災害の状況などにより変更することもある。
- ・ 緊急時使用物資保管場所（応急危険度判定関係備品）
小島町防災倉庫 小島町3-98-5（305.67㎡,H29 築）

※ 調布市本庁舎（建築指導課）は被害状況により、拠点利用に適さないことも考えられる。この場合、実施本部はたづくり等に本部機能を一時移転することを検討する。また、建築指導課は8階にあるため、建物への頻繁な出入が必要な場合も拠点変更を検討する。

② 拠点建物の設備一覧

必要資源		拠点施設	
		調布市本庁舎	たづくり
拠点班		実施本部	判定拠点
耐震性		旧（年築）	新（年築）
駐車場		有	有
場所		建築指導課	-
使用可能な会議室		-	-
電話	災害時優先電話	-	-
	F A X	1 台	-
	衛星電話・F A X	-	-
インターネット接続		あり	-
防災行政無線		-	-
執務環境	オフィス固定	×	-
	パソコン	多数	-
	プリンター	3 台	-
	コピー機	2 台	-
	作業テーブル	あり	-
	椅子	あり	-
	ホワイトボード	なし	-
	掲示スペース	あり	-

※「-」の部分については、今後調整及び順次整備を行う。

(c) 優先順位

建物倒壊危険度ランク2の地域を優先的に判定することを基本として、被害状況の情報に基づき優先順位を決定する。

また、以下に示す急傾斜地崩壊危険箇所及び土砂災害警戒区域等を考慮し、被害状況に応じて判定員の安全に十分に配慮し、判定が困難とされた箇所・区域については判定対象外とする。

① 急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律に基づき、都知事が指定する急傾斜地崩壊危険箇所が17箇所ある。(所管：東京都建設局河川部)

急傾斜地崩壊危険箇所とは、傾斜度30°以上、がけ高5m以上の急斜面で、崩壊した場合に人家、官公署、学校、病院などに被害を生ずる恐れのある箇所のことをいう。

急傾斜地崩壊危険箇所

地域	危険箇所数
東部地域	9 箇所
西部地域	3 箇所
南部地域	0 箇所
北部地域	5 箇所
合計	17 箇所

② 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（令和元年 9 月東京都指定）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づき、都知事が指定する土砂災害警戒区域が市内に 52 か所、土砂災害特別警戒区域が市内に 41 か所ある。（所管：東京都建設局河川部）

● 土砂災害警戒区域

以下のいずれかに該当する土砂災害のおそれがある区域をいう。

- ・ 傾斜度が 30 度以上かつ高さが 5m 以上の区域
- ・ 急傾斜地の上端から水平距離が 10m 以内の区域
- ・ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの 2 倍（50m を超える場合は 50m）以内の区域

● 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域をいう。

土砂災害警戒区域のうち、高さ・斜度・土質等から計算により区域を決定。

地域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
東部地域	22 箇所	18 箇所
西部地域	5 箇所	4 箇所
南部地域	0 箇所	0 箇所
北部地域	25 箇所	19 箇所
合計	52 箇所	41 箇所

（5） 対象となる建築物の用途・規模

対象となる建築物の用途規模は、基本的には戸建て住宅、共同住宅、長屋、下宿又は寄宿舎（以下「住宅」という。）を対象としているが、住宅以外の建築物も対象とする。

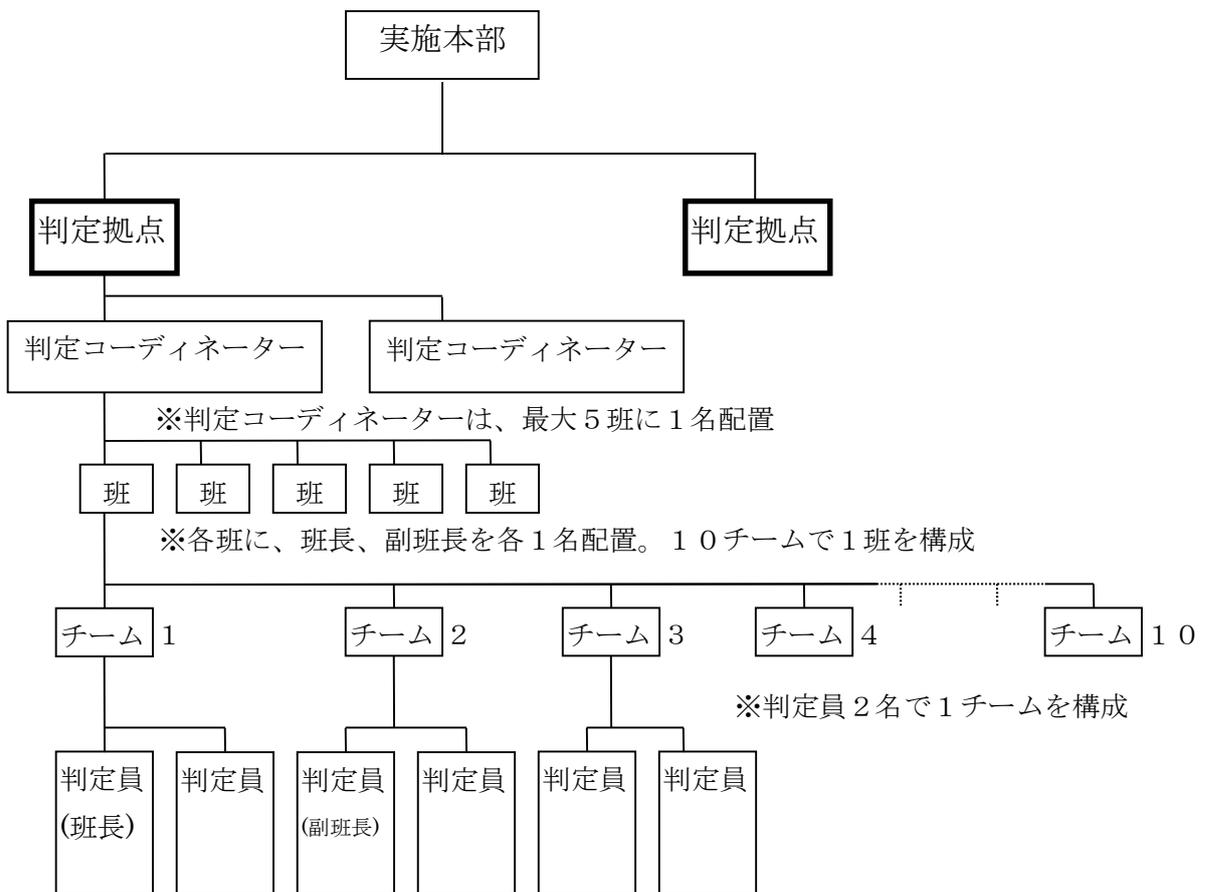
また、建築物の高さは 10 階程度以下とする。建築物の高さが 10 階程度以上の高層建築物若しくは大スパン構造、立体トラス構造、吊り構造などの特殊な建築物などは、所有者に連絡し早期に建築士による調査を実施するように要請する準備を行う。

(6) 判定実施期間

判定実施期間は、10日間とする。(判定準備期間を含む。)

(7) 必要判定員数及び必要判定コーディネーター数

(4) で想定した判定実施区域をもとに判定棟数を把握し、必要判定員数を算定する。判定においては、オペレーションタイプ A を基本とし、判定員 2 名で 1 つのチームを編成し、判定棟数は 15 棟 / チーム・日、個々の判定員の稼働日数は連続して 3 日間とする。必要判定コーディネーター数は、判定員最大 5 班 (判定員 10 チームを 1 班とするため、判定員 100 人) に 1 人配置するよう算定する。



判定建物棟数は、調布市内全建物 44,082 棟のうち、建物倒壊危険度ランク 2 の地域の建物棟数である、14,649 棟とし、必要応急危険度判定員数と必要判定コーディネーター数を算出する。

		判定対象棟数 14,649 棟
一日当たり必要判定員数	a. 判定実施日数 10 日	判定棟数 ÷ a ÷ b × c
	b. 判定棟数/日 15 棟	
	c. チーム人数 2 名	
延べ必要判定員数	10 日間	1,960 名
実必要判定員数	一人当たり平均 2 日従事	980 名
一日当たり必要コーディネーター数	一日必要判定員数の 1/100	2 名
延べ必要コーディネーター数	10 日間	20 名
実必要コーディネーター数	一人当たり平均 2 日従事	10 名

※ 応急危険度判定員・コーディネーターのうち行政職員は、災害時他の担当業務がある可能性もあり、登録者が判定業務に従事できるとは限らない。

応急危険度判定員に関しては、地元判定員が必要数に達しない場合、都へ支援要請を行うことができるが、判定コーディネーターは、その土地に詳しいものが望ましいことから、できるだけ調布市登録コーディネーターを養成していくことが望ましい。

(8) 地元判定員数及び地元判定コーディネーター数

東京都より毎年、調布市内在住・在勤の判定員及び判定コーディネーターの登録者が送付される。所管課で受領し、市内在住・在勤、行政職員・民間別に名簿を作成し、保管する。

調布市登録判定員 264 名（令和 2 年 3 月現在）

	調布市職員	民間	計
市在住のみ	0	168※	168
市在勤のみ	34	14	48
市在住かつ在勤	11	37	48
計	45	219	264

※ただし、市在住・民間判定員には調布市職員以外の行政職員 43 名が含まれている。

(災害時は他の業務に従事するため、実働人数には含めることはできない)

調布市登録判定コーディネーター 34名（令和2年3月現在）

	調布市職員	民間	計
市在住のみ	0	0	0
市在勤のみ	23	2	25
市在住かつ在勤	8	1	9
計	31	3	34

地域区分別応急危険度判定員数

地域	市在住のみ	市在勤のみ	市在住かつ在勤※	計
東部地域	53	2	8	63
西部地域	24	5	7	36
南部地域	60	39	21	120
北部地域	31	2	12	45
合計	168	48	48	264

※市在住かつ在勤の判定員は、在住の住所で算定。

（9） 判定コーディネーターの配置

地元判定コーディネーターの名簿を作成し、判定実施区域から作成した判定街区マップ（（10）判定資機材③参照）をもとに配置計画を立てる。

（10） 判定資機材

- ① あらかじめ判定資機材の備蓄状況、必要となる数を把握し、準備する。不足する場合は事前に支援本部に伝達し、情報共有する。
- ② あらかじめ判定資機材の輸送方法を想定する。また、支援本部からの輸送方法についても想定する。
- ③ 判定街区マップを事前に作成する。1チームが1日に判定できる棟数を基準とし、チームごとの判定実施区域を分ける。

第5 判定員受入体制の確立

支援本部からの応援判定員及び応援判定コーディネーター（以下「応援判定員等」という。）の受け入れをあらかじめ想定して、以下の体制整備を行う。

1 宿泊施設の確保

支援本部からの応援判定員等の宿泊施設の確保は、総合防災安全課と協議し、市内公共施設等のうち、一時収容可能施設（調布市地域防災計画参照）の活用を検討する。確保が困難な場合は支援本部に要請する。

なお、応援判定員等の食事の手配は支援本部に依頼する。

2 1次参集場所までの移動手段等

1次参集場所は原則、判定拠点とするが、被害状況によっては別に定めることができる。応援判定員等の1次参集場所までの移動手段等について、利用できる道路網・交通機関等の情報を直ちに災害対策本部に確認し、応援判定員等の要請にあたり支援本部へ速やかに情報提供できるよう準備する。

3 判定拠点までの移送手段等

応援判定員等の判定拠点や判定実施区域への移動は原則、徒歩又は自転車を利用することとする。

4 移動手段の検討及び確保

想定する判定実施区域が広く、判定拠点からの移動距離が長くなる地区の場合を想定した移動手段を検討する必要がある。

なお、自動車は悪天候時の休憩場所や判定資機材のストック場所としても使用でき、また、トイレ等への移動にも必要となる場合があるため、効率的な判定や判定員の負担を軽減する観点から、可能な限り自動車を確保しておく。

第6 判定員等への情報連絡システムの確立

実施本部が判定実施の決定後、直ちに判定士等に参集要請するなど、判定活動を早急に開始できる体制整備が求められるため、都道府県が養成した応急危険度判定員名簿のうち、地元判定員の名簿の提供を受け、判定員等への情報連絡の方法について確立しておく。

また、不足する判定員については、支援本部に応援判定員の要請を行う。

1 震災後における情報連絡システムの確立

災害時における情報伝達をスムーズに行うため、災害対策本部、実施本部、支援本部、地元判定員とのネットワークを構築するなど、効率的でかつ実効性のある連絡体制を事前に整備する。

この場合、市から地元判定員への要請及び地元判定員から市への諾否回答は同一ルートにより行ない、地元判定員の参集人数の取りまとめは、応援判定員と重複してカウントされないようにすること。

(1) 地元判定員への連絡体制

(a) 判定員登録者名簿

「判定員登録者名簿」は、東京都より送付を受ける東京都防災ボランティア登録者リストをもとに作成する。

(b) 参集要請

実施本部設置後、直ちに「判定員登録者名簿」をもとに参集要請をする。

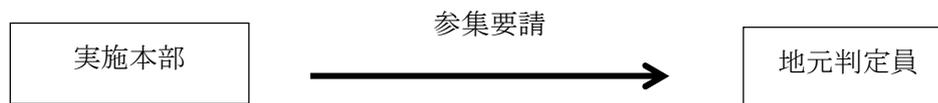
(c) 参集場所

判定員は、判定拠点に参集する。

(d) 判定員の参集方法

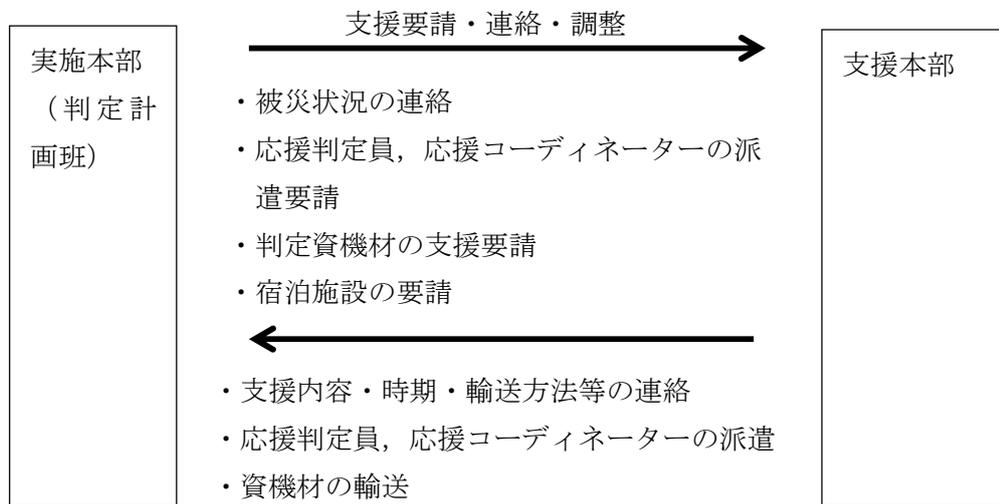
判定実施決定後、市内在住判定員は、防災無線等により各自が判定拠点に集合するよう伝達する。

市外在住の判定員は、判定員登録者名簿により伝達し、判定拠点に各自参集する。



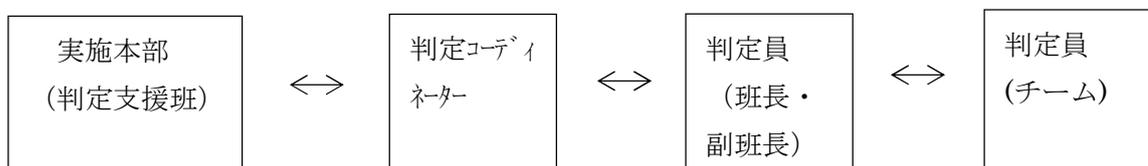
(2) 支援本部への支援要請等

実施本部員は、必要に応じて支援本部へ必要判定員・資機材等について支援要請及び被災状況等の連絡・調整を行う。



(3) 判定実施時の実施本部・判定コーディネーター等との連絡調整

判定実施時の実施本部・判定コーディネーター・班長・副班長との連絡調整を迅速に行うため、連絡体制を以下のとおりとする。



第7 判定技術の向上

判定技術の維持，向上のため，定期的に判定技術等に関する講習，訓練等を行う。

1 判定作業訓練・判定技術の向上

- (1) 定期的に判定員を対象とした訓練の実施，意識の向上及び判定に係る最新情報の提供に努める。
- (2) 判定活動を円滑に行うため，判定員の参集要請訓練，実施本部と支援本部の連絡体制訓練を行う。
- (3) シミュレーションを行い，計画の実効性を確認すること及び訓練の結果に基づき震前マニュアル等を適切に見直すものとする。
- (4) 判定コーディネーターについても必要に応じて講習・訓練等を行う。

2 訓練の実施

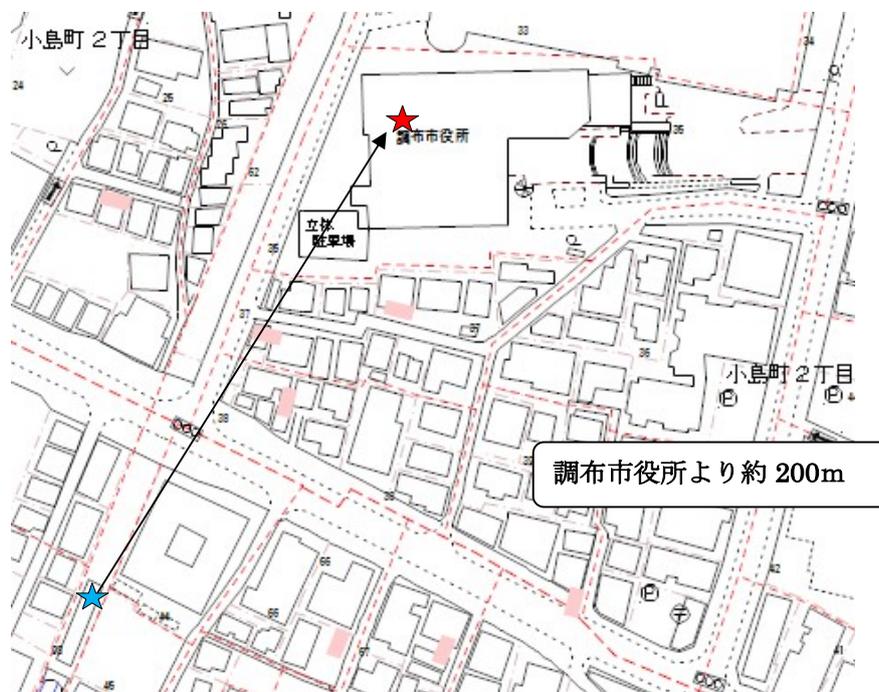
参集に関して，災害時に対応できるよう，日頃から訓練を実施する必要がある。

第8 判定資機材の備蓄

判定活動に必要な資材，装備の備蓄を行う。

1 緊急時使用物資保管場所（応急危険度判定関係備品）

現在の備蓄場所：小島町防災倉庫 小島町3-9-8-5（305.67㎡,H29 築）



2 現在の備蓄数量と最大整備数量・目標整備数量の考え方

最大整備数量は、判定資機材数量算出に調布市内全建物を判定対象として算出している。最大整備数量を備蓄することが望ましいが、資機材のうち判定用具に関しては応援判定員については持参することが想定されるため、市の登録判定員の分から実施本部要員である判定員を除いた人数を当面の目標整備数量とする。

判定対象建築物		44,082 棟
一日当たり必要判定員数 判定棟数 ÷ a ÷ b × c	a. 判定日数	10 日
	b. 調査数/日	15 棟
	c. チーム人数	2 名
延べ判定員数	10日間	5,880 名
実判定員数	一人当たり平均2日従事	2,940 名
調布市登録判定員 (うち実施本部要員である判定員を除く)		264 名 (254 名)

必要資機材一覧表

資機材名	構造種別	整備割合	最大整備数量
判定調査表	木造	80%	35,266 枚
	鉄骨	15%	6,613 枚
	RC造	5%	2,205 枚
判定ステッカー	赤	15%	6,613 枚
	黄	25%	11,021 枚
	緑	60%	26,450 枚
応急危険度判定パンフレット	判定対象数	10%	4,409 枚
ピプス	一日当たり判定員数		588 枚
判定グッズ入れ	(判定員2名に1個) 一日当たり判定士数 ÷ 2		294 個
筆記用具			294 セット
クラックスケール			294 個
下げ振り(保持器付)			294 個
コンベックス			294 個
ガムテープ			294 個
バインダー			294 個

※備蓄数量については、最大整備数量にて概ね確保している。

＜その他必要備蓄品＞

ゼンリン住宅地図 2 冊（5 年に 1 度更新。購入する。）

- ・ 実施本部用 : 被害状況の記入
- ・ 拠点用 : 調査街区の記入

3 調査街区の作成について

住宅地図の白図に、震災時はおおむね 15 棟毎に区割り線を記入する必要がある。

この区割り線入れ作業には、判定員受入れまでに一日分を終えるよう、多くの担当職員を割りあてる。震災前にあらかじめ、区割り線の記入をしておくことも可能である。

第 9 情報伝達の準備

災害時の報告、判定員の参集依頼、東京都及び建築関係団体等への支援要請等については、情報、意思伝達が確実に行われるよう書類による伝達を原則とする。

全国協議会で定めた応援要請のための要望書の記入方法等を震災時に使用できるよう準備する。

災害状況の報告、判定員への参集依頼、支援本部への支援要請など、情報伝達が確実に行われるよう、日頃から準備する。

第 10 判定制度の PR

判定に関し、多数の判定員の確保並びに災害時における判定業務等の円滑な実施のため、判定制度の普及、啓発を行い、建築士をはじめ一般市民の理解に努める。

- (1) 建築士向け広報 ボランティア募集のお知らせや、ボランティア連絡会等の記事を調布市広報やホームページに掲載し、協力を依頼する。
- (2) 一般市民広報 応急危険度判定制度の概要や、災害時の対応、備蓄状況などについて調布市広報やホームページに掲載し、啓発を行う。

第 11 その他の体制整備等

建築指導課は総合防災安全課と連携しながら、判定が迅速かつ確実に実施できるよう、また判定終了後においても必要な体制整備を行う。

1 その他の体制整備

- (1) 都内、都外から判定員の移送のための、電車使用や道路の通行など総合防災安全課との連携を図りながら、予め関係機関との調整を行えるよう体制整備をする。
- (2) 関係機関との調整、体制整備
 - ① 使用可能道路の予測、使用可能電車の予測、使用可能車両等の種類等について総合防災安全課と調整する。
 - ② 判定員の受け入れ等の費用及び民間判定員等の災害補償費負担
 - ③ 資機材の準備・保管、東京都との分担

④ 判定に必要な事項の地域防災計画への記載（総合防災安全課と調整）

- ・ 実施本部・拠点の設置場所（組織・物理的な位置）
- ・ 実施本部・拠点従事者の配置（人の張りつけ）
- ・ 優先的に判定を実施すべき施設
- ・ 資機材の準備（東京都との役割分担を含む）
- ・ 資機材の保管場所
- ・ 近隣市町村（近隣県）との協力体制（提携市）
- ・ 都道府県との協力体制（10都県）
- ・ 建築関係団体との協力体制

2 関係機関との協定の締結にむけた協議

(1) 調布市内建築関係団体への協力要請

調布市は被災建築物の被災度の相談対応、応急復旧・修繕等の相談に対応するため、平常時に建築関係団体との協力関係を構築する。

（東京都建築士事務所協会などを想定）

(2) 大規模建築物の所有者・管理者などとの協定締結

応急危険度判定マニュアルでは、10階程度（30m程度）の建築物の規模を適用範囲としているが、大規模建築物は判定する面積が広いこと、二次災害が発生した時の影響度が大きいことなど慎重な判定を要することから判定には時間を要することが考えられる。

そのことから、「調布市」と「大規模建築物の所有者・管理者等」と事前に協定などを締結し、管理組合を活用して相互に情報提供、協力依頼できる仕組みを検討する。

（市内建設会社、大手ゼネコン、マンション管理業者などを想定）

(3) 震災時における応急危険度判定員への宿泊施設の提供に関する協定（東京都）

締結済

震災発生後、区市町村が主体となって実施する被災建築物の応急危険度判定に従事する者へ宿泊施設を提供する。

※協定締結先：社団法人全日本シティホテル連盟関東支部、東京都簡易宿泊業生活衛生同業組合、東京都ホテル旅館生活衛生同業組合

※ 協力依頼にあたり想定される課題

協力要請・協定締結に向けては、建築物の権利関係や管理状況、建築物の図面の提供などに絡み個人情報提供など様々な課題がある。今後協力体制の確立に向けて、よりよい方法を検討する。

3 判定員等の災害補償

判定員が、活動中の事故により死亡又は障害を受けた時は、災害時において応急措置の業務に従事したものの損害賠償に関する条例（昭和38年東京都条例第38条）の規定又は、全国被災建築物応急危険度民間判定員等補償制度に準じて、補償するものとする。

平成15年1月 制定

平成17年1月 改定

平成21年1月 改定

平成21年2月 改定

平成26年3月 改定

令和 2年3月 改定